

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月30日から同年5月1日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、昭和60年4月末日までA社に勤務し、同年5月1日に同社の関連事業所であるB社に異動を命じられたが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の当時の事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和60年5月1日にA社から同社の関連事業所であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和60年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成 23 年 10 月 12 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 59 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

A 事業所に勤務していた申立期間において、「厚生年金加入記録のお知らせ」の標準報酬月額が、給与明細書の支給額より低い 44 万円で記録されている。当該期間における勤務先の変更や、降給は無い上、同社を定年退職する時にもらった「厚生年金の経歴」では、当該期間における標準報酬月額が 59 万円と記載されているので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、  
i) 申立人が所持する給与明細書（平成 9 年 11 月、10 年 1 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から同年 12 月までの期間）、及び A 事業所が保管する申立人に係る「月度給与（支給・控除）」（平成 10 年 4 月から同年 9 月までの期間）において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、ii) 事業主は、申立人の申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に、当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき平成 23 年 10 月 12 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、申立人の申立期間当時の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書が、A 事業所から提出されたことから、事業主は、申立人に係る平成 9 年 10 月の厚生年金保険被保険者算定基礎届において、標準報酬月額が 59 万円である旨の届出を同年 9 月 19 日に社会保険事務所（当時）へ提出したことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の申立人の記録から、59 万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 52 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

私の父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間については、毎月、町内会の会計係に国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳において、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す検認記録は確認できない上、A市が保管する申立人に係る「年金データ」からも、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていた形跡はうかがえない。

また、申立人の父親に係る改製原戸籍の附票により、申立人は、昭和 47 年 9 月 12 日にB市（現在は、A市）からC市に転出し、50 年 5 月 23 日にC市からB市に転入していることが確認できることから、申立人の父親は、申立期間のうち、当該期間については、納付組合（町内会）に対して、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る保険料納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明である上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述も得られないなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月5日から同年4月2日まで  
② 昭和27年7月28日から同年10月6日まで  
③ 昭和28年6月15日から31年9月19日まで  
④ 昭和31年11月7日から同年12月1日まで

私の夫は、夫が老齢年金の受給を開始する時に、申立期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者記録が空白であることに気付き、当該期間当時に勤務していたA社（現在は、B社）に問い合わせを行ったが、会社からは、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について確認できないという回答を受け、そのままになっていた。

しかし、今回自宅から、私の夫が申立期間①から④までについて、継続して勤務していたことを証明する職歴書が見つかったので、申立てを行った。

当該職歴書は、昭和53年に自宅を購入する際に、会社から資金の一部を借り入れするために提出した書類であり、その記載内容を見ると、私の夫の勤務期間に空白は無い。

申立期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 B社が保管する申立人に係る賃金カード、社保履歴カード及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①から④までについて、A社C支社D部（以下「C支社D部」という。）の各職場に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人の妻は、申立期間①から④までについて、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していることを証明するものとして、A社がE事業団（現在は、F機構G部）に提出したことがうかがえる、申立人に係る職歴書を提出しており、申立期間①、②及び④については、同社C支社（以下「C支社」という。）、申立期間③については、期間の特定はできないものの同社H所（以下「H所」という。）、同社I所（以下「I所」という。）及びC支社において厚生年金保険の被保険者であった旨主張している。

しかしながら、F機構G部は、E事業団が行っていたJ制度を行う場合、社会保険庁（当時）に対して、事業主から提出された被保険者に係る職歴書の記載内容についての照会を行っておらず、個々の被保険者期間を確認していなかった旨回答していることから、当該職歴書の記載内容のみをもって、申立人が、申立期間①から④までについて継続して厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を控除されていたと推認することはできない。

また、B社は、申立人が、申立期間①から④までの各期間に、C支社D部の職場において、「K担当」として勤務していたことは間違いないと思われるが、申立期間①から④までの各期間に、「K担当」として勤務していた者に係る厚生年金保険の取扱いについての資料は無く、不明である旨回答している。

さらに、B社が保管する当時の職員名簿において、A社本社採用の社員として名前の記載があり、かつC支社D部の職場の責任者であったとする同僚は、C支社において厚生年金保険に加入していた者はA社本社採用であるL担当の正社員のみで、各職場に勤務する前述の「K担当」であるM幹部（以下「M幹部」という。）については厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している上、申立人と同様にC支社D部の職場に勤務したM幹部であったと供述する同僚も、申立人と同じ職場で勤務したことはあるが、場所については記憶しておらず、M幹部に係る厚生年金保険の加入については、各職場で異なっており、必ずしも全てのM幹部が厚生年金保険に加入しておらず、会社がほぼ全てのM幹部をC支社において厚生年金保険に加入させる取扱いとしたのは、昭和30年代になってからであった旨供述している。

加えて、申立人と同様にC支社D部の職場にM幹部として勤務していたと供述する者のうち、C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年から31年にかけて厚生年金保険の被保険者記録が確認できる207人について、それ以前の期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が、申立人と同様に継続していないことが確認できることなどから判断すると、申立期間①から④までの各期間について、事業主は、C支社D部の各職場におけるM幹部の全員を、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況が認められる。

2 前述に加え、申立期間①については、A社N所（以下「N所」という。）及びI所に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和26年1月5日にN所に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年4月2日にI所に係る被保険者の資格を取得したことが確認できるところ、適用事業所名簿によると、I所は、同年4月2日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、N所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる23人（申立人を含む。）のうち22人についても、厚生年金保険の被保険者記録が継続していないことが認められる。

申立期間②については、I所及び同社O所（以下「O所」という。）に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和27年7月28日にI所に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年10月6日にO所に係る被保険者の資格を取得したことが確認できるところ、I所に係る被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる11人（申立人を含む。）のうち3人については、B社が保管する当時の職員名簿に、本社採用の正社員として名前の記載があり、C支社に係る被保険者名簿において被保険者記録が確認できるものの、残りの8人（申立人を含む。）については、厚生年金保険の被保険者記録が継続していないことが認められる。

申立期間③については、申立人の妻が、申立人は初めの子供が産まれた時に、P県に所在したH所に勤務し、その後、I所に再度勤務した旨供述しているところ、B社が保管する資料によると、H所は、「C支社D部H所」として存在していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、H所については、厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、その後勤務したとするI所についても、適用事業所名簿において、昭和29年1月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③のうち同日以降については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人と同じ職場で勤務したことがあると供述した同僚は、M幹部の仕事は短期間で各職場を異動するため、申立人と一緒に勤務した職場を記憶していない上、申立人に係る厚生年金保険の加入状況についても不明である旨供述している。

申立期間④については、B社が保管する申立人に係る賃金カード、社保履歴カード及び昭和57年度永年勤続表彰申請書の入社日欄には、申立期間④中の昭和31年11月13日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、B社は、前述の資料により、申立人を昭和31年11月13日付けで正社員にしたことは考えられるものの、申立期間④当時、入社と同

時に厚生年金保険に加入させていたか否かについては、資料が無く、不明である旨回答している。

また、申立人のC支社に係る雇用保険の被保険者記録、及び申立人のC支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、いずれも昭和31年12月1日であることが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間④当時、申立人はQ県の職場においても勤務していた旨供述しているが、適用事業所名簿によると、申立期間④において、厚生年金保険の適用事業所となっているC支社D部の職場は確認できない上、A社T支社（以下「T支社」という。）が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年10月1日であり、当該期間において、T支社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことも確認できる。

このほか、申立人の妻は、申立人の給与から申立期間①から④までの厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 40 年 1 月 31 日まで

婚姻する時に、私は、私の夫から「A社から給与を2万円支給されている。」と聞いており、婚姻後はテレビ等の電化製品を購入するなど、当時の私たちの生活水準は、一般の家庭以上であったのに、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録において、私の夫の標準報酬月額が、昭和 32 年 6 月 1 日から退職するまで、ずっと同じ1万 4,000 円であることに納得できない。

私の夫は、平成 17 年に他界しており、仕事の内容や職場のことなどは分からないが、申立期間においては、徐々に昇給していたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の標準報酬月額は、昭和 30 年 10 月 1 日に定時決定が行われた以降の記録が記載されていない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人の標準報酬月額は、32 年 6 月 1 日に随時改定（1万 4,000 円）が行われた以降の記録は確認できない。

また、オンライン記録から、A社における一部の同僚については、申立期間に係る標準報酬月額の変遷記録が確認できるものの、当該同僚の年齢及び厚生年金保険被保険者資格の取得日は多様であり、職種は不明である上、当該同僚の標準報酬月額の推移を検証しても一定の傾向がうかがえないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、当該同僚の記録のみをもって推

認することは困難である。

さらに、登記簿謄本によると、A社は、昭和40年5月5日に「B社」に商号変更後、49年12月3日に商法第406条の3第1項の規定（休眠会社の職権解散）により解散し、60年3月1日付けで「用紙閉鎖」と記録されていることが確認でき、既に廃業していることから、賃金台帳等の関係資料を得ることができず、申立期間当時の申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

加えて、申立人は既に死亡している上、申立人の妻は、同僚への事情の聴取について希望しておらず、申立期間当時の申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の妻は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4355（事案 3371 及び事案 3785 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から同年12月28日まで

私が事業主であったA社における昭和49年6月1日から50年12月28日までの期間の標準報酬月額が、決算報告書に記載されている役員報酬額より低い額となっているため、年金記録確認第三者委員会に2度の申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、私の妻の標準報酬月額は、昭和50年8月に引き上げられているのに、私の標準報酬月額が変わっていないことに納得できないため、申立期間を同年8月1日から同年12月28日までの期間に変更し再度申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和49年6月1日から50年12月28日までの期間に係る標準報酬月額については、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る49年及び50年の標準報酬月額の定時決定において、標準報酬月額がともに17万円と記録され、オンライン記録と一致していること、ii) 申立事業所の事業主であった申立人は、当該期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳や給与明細書等の資料は所持しておらず、申立人の保険料控除額を確認することができないこと、iii) 申立人が経理事務を委託していたとする会計事務所は、「決算書等の資料はあるが、保険料控除に関する資料の保管は無い。」と回答をしていること、iv) 申立事業所に係る社会保険事務を担当していたとする社会保険労務士は、「各種届出は適切に行っていた。」と供述していること、v) 申立人が提出した昭和49年度の申立事業所の決算報告書に記載のある社会保険料の預り金1万6,080円については、申立人を含む当時の被保険者の健康保険料額及び厚生年金保険料額の合計額と比べて隔たりがあり、この額をもって、申立人の厚生年金保険料の控除額を確

認することはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 3 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は当該期間について再度申立てを行っているが、i) 紙台帳である申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録はオンライン記録と一致していること、ii) 社会保険労務士は、前回同様、資料を事業主に返却しており不明である旨を回答しており、社会保険手続書類を社会保険労務士から受け取ったとされる申立人は、資料を保管しておらず、届出内容については確認できないこと、iii) 社会保険料預り金の額は被保険者負担分の保険料額を下回っており、申立人を含む当時の被保険者の健康保険料額及び厚生年金保険料額の合計額と比べて隔たりがあり、この額をもって、申立人の保険料控除額を確認することができないこと、iv) 口座開設していたとされる金融機関は保管期限を過ぎて確認できる資料等が無い旨を回答しており、社会保険料納付額等を確認することができないこと、v) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、昭和 50 年 8 月に申立人の標準報酬月額が改定された記録が確認できないこと、vi) 申立事業所に係る社会保険事務所（当時）への届出を、事業主であった申立人は、内容の確認及び押印を行っていた旨供述していることなどから判断すると、当該期間に係る定時決定及び随時改定等の届出は、申立人の確認の下で行われていたことがうかがえること、vii) 申立人が主張する標準報酬月額に基づく届出及び保険料の控除について確認できる資料は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 11 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立事業所の被保険者であった申立人の妻の標準報酬月額が昭和 50 年 8 月の随時改定において引き上げられていることから、自身の標準報酬月額についても申立人の妻と同時期に月額変更の届出を行っているはずであり、標準報酬月額が変更されていないことに納得できないとして、申立期間を同年 8 月 1 日から同年 12 月 28 日までの期間に変更して申立てを行っている。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の妻は昭和 50 年 8 月に標準報酬月額が改定されていることが確認できるものの、申立人の標準報酬月額が改定された記録は確認できない上、申立人は申立期間に係る社会保険事務所に対する届出書に自身が署名していた旨を供述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく届出及び保険料の控除について確認できる資料は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月から 31 年 12 月 10 日まで

私は、昭和 28 年から 31 年 12 月 9 日まで、A 社（現在は、B 社）で、「C 社」の監督の下、D 事業所（現在は、E 社 D 事業所）にある F 業務をしていた。

仕事中に落ちてきた煉瓦<sup>れん</sup>で負傷して、G 病院（現在は、H 病院）で治療を受けたこともあり、その時の傷は今でも残っている。

勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の勤務状況に係る具体的な供述及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認でき、申立期間に申立事業所に勤務していたとする同僚の一人が、「申立人のことは憶<sup>おぼ</sup>えていないが、私も、D 事業所の F 業務をしていた。同社の関連会社には『C 社』もあった。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、D 事業所の工場において、F 業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿において被保険者記録が確認できる複数の同僚のうちの一人は、「私が、昭和 28 年 8 月に入社した時は、臨時雇用であり、会社が良いと判断したら正社員になった。試用期間は、人によって様々であった。」と供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和 31 年 1 月 1 日となっている上、他の同僚二人も、自身が入社したとする時期から約 3 年又は 4 年後に被保険者資格を取得していることから判断すると、申立事業所では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の同僚で、労務担当であった者は、「申立期間当時、従業員には、職員、常雇用及び日雇いの形態があった。従業員の大半は日雇いであった。申立人がF業務に従事していたとすれば、日雇いであったと思う。日雇いは厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立人が名前を挙げる上司及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録を、前述の被保険者名簿において確認することはできない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録はオンライン記録と一致する上、前述の被保険者名簿において、申立人の申立期間の被保険者記録は確認できず、申立期間の前後を含む期間の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が、勤務中に負った傷を治療したとするH病院は、「申立期間当時の診療記録は、保管していない。」と回答しており、申立事業所も、「申立人に関する資料が無い。」と回答していることから、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人がF業務を行っていたとするD事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、申立人並びに申立人が名前を挙げる上司及び同僚の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が、D事業所においてF業務を行う際、作業を監督していたとする「C社」は、適用事業所名簿によると、申立期間当時、C社として厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、同社は、「A社との業務取引に関する資料は無い上、当社が、D事業所でF業務を行ったか否かも記録が無く、不明である。申立人に係る記録も無い。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。